古河市地域生活支援拠点申請時運営規程への記載要領について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として追加してください。（※以下示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。）

|  |
| --- |
| 運営規定記載（例） |
| その他運営に関する重要事項  （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）  第○○条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。  （１） 相談  常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。  （２） 緊急時の受入・対応  短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  （３） 体験の機会・場  地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。  （４）専門的人材の確保・養成  医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  （障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等）  （５）地域の体制づくり  地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 |

※ 運営規程作成にあたっての留意事項

① 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、(1)、(2)、(3)、(5)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出（加算の算定）の要件となります。

② 短期入所事業所及び訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が届出を行う場合には、(2)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。

③ 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所が届出を行う場合、少なくとも(3)の機能を担うことが、届出の要件となります。

④ (4)専門的人材の確保・養成の機能については、古河市障害者基幹相談支援センターの業務により、担うものとしますので、届出の必要はありません。